

## 請願・陳情者の個人情報非公開に関する陳情

### 《願意》

議会への請願・陳情者の個人情報の非公開を可能とするため、下記事項の実施を願いたい。

#### 記

- 1 請願・陳情者の住所・氏名等の個人情報を、傍聴者、マスメディア、第三者等に公開することについて、請願・陳情者が事前に希望するか、希望しないかを選択できるようにすること。
- 2 署名簿についても上記と同様の扱いとすること。

### 《理由》

船橋市議会への請願・陳情については、請願・陳情者の住所・氏名・押印したものの現物がコピーされて、議員、市執行部、傍聴者、マスメディア等に紙媒体で公開されており、ホームページなどの電子媒体については、個人情報を載せずに公開しています。

私は、以下の理由に基づき、議会への請願・陳情における請願・陳情者の住所等の個人情報の公開を本人の任意(選択制)とすることを求めます。

#### 1 個人情報保護の重要性

現在、個人情報保護に関する社会的な関心が高まっており、個人情報保護条例や個人情報保護法などの法令においても、個人のプライバシー保護が厳しく求められています。SNS が普及している現在において、請願者の住所等を公開することは、これらの趣旨に反し、個人の安全やプライバシーが侵害される恐れがあります。本市議会議員の名簿において、住所・生年月日の一部の非公表が認められているという事実もあります。

#### 2 請願権行使における心理的負担

公開される情報が原因で、請願者が不当な圧力や嫌がらせを受けるリスクがある場合、請願権の行使に対して心理的な負担が生じ、結果として住民が正当な権利を行使することを躊躇する恐れがあります。これは民主主義の基本的な価値観である「言論の自由」と「表現の自由」を損なう可能性があります。

#### 3 請願の趣旨と個人情報公開の関連性の乏しさ

請願の内容や趣旨は、個別の問題や政策に対する意見や要望であり、その実現において請願者の住所等の個人情報の公開は必要ありません。むしろ、請願の趣旨を理解し、適切に対応することが最も重要であり、請願者の個人情報を公開することが請願内容の検討や対応に必要であるとは考えられません。

#### 4 他自治体の対応事例（添付の参考資料参照）

東京都千代田区をはじめとする自治体では、請願者の個人情報保護の観点から、住所等の公開を控える方針を採用しています。このような事例を参考に、当議会においても同様の対応をお願いしたく存じます。

以上の理由から、当議会においては、請願・陳情に対して、請願者の住所等の個人情報を公開しない措置を講じていただくようお願い申し上げます。